

○厚生労働省告示第三百九十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二に規定する厚生労働大臣が定める講習（以下「派遣元責任者講習」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、次項に定めるものとする。

一 講習を実施する者（以下「講習機関」という。）の施設、設備、講習の実施の方法その他の講習に関する事項が、派遣元責任者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 講習機関の経理的及び技術的な基礎が、派遣元責任者講習の適正かつ確実な実施に足るものであること。

派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
一般社団法人日本人材派遣協会	東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十四号
一般社団法人全国放送派遣協会	東京都港区赤坂二丁目十三番八号
公益社団法人労務管理教育センター	東京都品川区上大崎二丁目二十五番二号
一般社団法人日本添乗サービス協会	東京都港区芝一丁目十番十一号コスモ金杉橋ビル 六階
一般社団法人日本機械設計工業会	東京都中央区日本橋小舟町十五番地十五
株式会社オピニオン	東京都新宿区西新宿四丁目三十二番十二号
人材アットマークステーション協同組合	石川県金沢市割出町六百四十七番地二
特定非営利活動法人個別労使紛争処理センター	東京都千代田区神田錦町一丁目十二番三号第一ア マイビル
株式会社オフアーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
株式会社労働新聞社	東京都板橋区仲町二十九番地九
株式会社ウエルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番二号

一般社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目二番十九号
一般社団法人労務経営支援協会	静岡県浜松市東区中野町千百六十一番地一
公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会	東京都江東区東陽三丁目二十三番二十二号
株式会社オープリンリソース	東京都新宿区下落合二丁目一番八号
株式会社サポルテ	北海道札幌市中央区北二条西二丁目
株式会社フィールドプランニング	東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号
株式会社アイ・シー研修センター	東京都荒川区西日暮里二丁目五十四番九号村田ビル二階